

北部環境管理事務所契約業者等選定委員会要綱

(趣旨)

第1条 北部環境管理事務所が所管の業務の執行に当たり契約業者等の適正な選定を図るため、環境部契約業者等選定委員会要綱第10条の規定に基づき、北部環境管理事務所契約業者等選定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定める。

(任務)

第2条 委員会は、建設工事に係る設計、調査、測量等を除く業務委託及び物品の購入等の適正な執行に当たり、競争入札に参加する者に必要な資格及び指名する業者の選定に関し、必要な事項を審査する。

2 前項の審査は、工事等を実施する事業を所管する担当部長の内申に基づいて行う。

(組織)

第3条 委員会の構成は、次のとおりとする。

会 長 北部環境管理事務所長

副会長 北部環境管理事務所副所長

委 員 北部環境管理事務所担当部長

(運営)

第4条 会長は会務を総理し、会長に事故があるときには、副会長がその職務を代行する。

2 委員会は、会長が必要のあるときに招集し、会長が委員会の審議の議長となる。

3 委員会は、委員会を組織する者の過半数の者が出席しなければ会議を開くことができない。

4 委員会を開催するいとまのない場合は、委員全員の回議により審議することができる。

(関係職員の出席)

第5条 委員会は、審査の内容について必要があるときは、関係職員の出席を求め、その説明を聞くことができる。

(決定)

第6条 第2条第1項に規定する事項は、委員会の審議に基づき、北部環境管理事務所長が決定する。

(秘密の保持)

第7条 委員会の内容又は職務上知り得た秘密は、これを漏らしてはならない。

(議事録等)

第8条 委員会の事務局は、その委員会の会議ごとにその審議概要を議事録にまとめ、契約の相手方が決定後に議事録の閲覧を希望する者に対し、北部環境管理事務所において情報提供（閲覧）を行うものとする。

- 2 前項の情報提供を行う期限は当該契約の締結日が属する年度の翌年度4月1日から5年間とする。
- 3 第2条第2項の内申資料は前項に規定する期間は保存しなければならない。
- 4 第2条第2項の資料のうち、埼玉県情報公開条例第10条第2号に規定する「法人その他団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」が記載された資料又は資料の当該情報は不開示情報のため機密扱いとする。

(その他)

第9条 委員会の事務は、内申を行う担当において処理する。

- 2 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要領は昭和62年4月10日から実施する。

附 則

この要領は昭和62年10月1日から実施する。

附 則

この要領は平成2年9月1日から実施する。

附 則

この要領は平成7年9月1日から実施する。

附 則

この要領は平成9年9月1日から実施する。

附 則

この要領は平成12年4月1日から実施する。

附 則

この要領は平成16年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は平成21年7月7日から実施する。

附 則

この要綱は平成26年12月11日から実施する。